

社会福祉法人まごころ会

役員・評議員報酬等支給基準

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人まごころ会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬等)

第2条 理事及び監事については、当分の間無報酬とする。

(評議員の報酬等)

第3条 評議員については、無報酬とする。

(費用)

第4条 理事又は評議員が理事長の要請を受け、この法人のため職務遂行に要した経費については、実費弁償する。

(改廃)

第5条 この基準の改廃は、評議員会の議決を経ておこなうものとする。

附 則

この基準は、2017（平成29）年度第1回評議員会において基準が採択された日より施行する。